

# R8 さくら市

## 空き店舗活用促進事業費補助金

事業	対象区域	補助内容	
新規出店事業	中心市街地	家賃補助	12か月分の1/2(上限48万円)を3年
		改装費補助	1/2(上限75万円)
	中心市街地以外	家賃補助	12か月分の1/2(上限25万円)を1年
		改装費補助	1/2(上限40万円)
店舗併用住宅等改修事業	中心市街地	改修費補助	新規出店事業と同時に行う店舗併用住宅の改修費の1/2(上限40万円)

### 空き店舗とは？

3月以上営業目的に使用されていない店舗

### 補助対象者は？

ア～キすべてに該当するもの

ア) 店舗を自ら使用すること

イ) 店舗に直接来客する営業形態であること

ウ) 中心市街地から他の店舗に移転して、移転前の店舗を空き店舗としないこと

エ) 市及び商工会事業に賛同・協力すること

オ) 市税を完納していること

カ) 商工会の経営指導を受けていること

キ) 賃料の増減時は、遅延なく報告すること

### 補助金の対象となる業種は？

小売業、飲食業、生活関連サービス業(事務所、風俗業、飲酒業を除く)

### 新規出店事業の改装費の対象は？

内装、外装、給排水設備、室内照明、空調設備、トイレの新設・改修、看板設置

備品購入費(テレビなど汎用性のあるもの、1万円以下の消耗品、中古品、不動産、車両を除く)

### 店舗併用住宅等改修事業とは？

対象経費は、生活空間と事業空間の分離に要する経費(給排水設備、電気、住宅部分との間仕切等)

### 自己所有物件は対象？

自己所有物件は対象外(今回の出店に合わせて購入した物件については、改装費のみ対象)

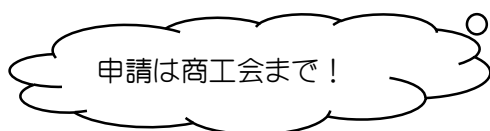
「法人一人」の貸借の場合は、法人の役員に個人がいないことが条件

※予算の範囲内での受付となりますので、年度途中で終了する場合があります。

【問合せ】 さくら市商工観光課 028-686-6627

氏家商工会 028-682-2019

喜連川商工会 028-686-2122



# さくら市空き店舗活用事業費補助金申請フローチャート

【概算請求（事業開始前の支払い）】

【精算請求（事業終了後の支払い）】

## 空き店舗活用促進事業認定申請書の提出

1. 事業認定申請書
2. 空き店舗活用促進事業計画書
3. 空き店舗活用促進事業収支予算書
4. 商工会の推薦書
5. さくら市税完納証明書
6. その他市長が必要と認める書類

認定通知

## 空き店舗活用促進事業費補助金交付申請書の提出

1. 補助金交付申請書
2. 空き店舗活用促進事業計画書
5. その他市長が必要と認める書類
3. 空き店舗活用促進事業収支予算書
4. 改装工事に係る見積書

交付決定通知

## 概算請求書の提出

1. 概算払請求書
2. 交付決定通知書の写し
3. 工事請負契約書（見積書）の写し
4. 店舗の賃貸借契約書の写し
5. その他市長が必要と認める書類

概算払い

年度末（事業終了後）

## 実績報告書の提出

1. 実績報告書
2. 収支決算書
3. 支払いを証明する書類
4. その他市長が必要と認める書類

額の確定

年度末（事業終了後）

## 実績報告書の提出

1. 実績報告書
2. 収支決算書
3. 支払いを証明する書類
4. その他市長が必要と認める書類

額の確定

## 交付請求書の提出

1. 交付請求書
2. 交付決定の写し
3. 精算書
4. 支払いを証明する書類
5. その他市長が必要と認める書類

支払い

※事業認定申請及び補助金の交付申請は、必ず事業開始前に行ってください。